

(証券コード9633)
平成27年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目16番1号
東京テアトル株式会社
代表取締役社長 太田和宏

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使いただく場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送下さい。また、インターネットにより議決権を行使いただく場合は、2ページに記載の「2. インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時
(午前9時15分受付開始予定)
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム(中央会館)ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件(31ページ)
 - 第2号議案 取締役5名選任の件(31ページから33ページ)
 - 第3号議案 監査役4名選任の件(34ページから35ページ)
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件(36ページから62ページ)
 - 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件(63ページ)
4. 議決権行使についてのご案内
議決権行使についてのご案内は、2ページから3ページをご参照下さい。

以 上

【議決権行使についてのご案内】

株主総会にご出席いただける方

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない方

1. 郵送による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



2. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使いただく場合には、次の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。



(1) 議決権行使のお取り扱い

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンにより当社が指定する議決権行使ウェブサイト（下記URL）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。

<http://www.web54.net>

- ②議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。
- ③インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ④インターネットと議決権行使書の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ⑤インターネットによる議決権行使期限は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時となります。
- ⑥議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等は、株主様のご負担となります。

(2) パスワードのお取り扱い

- ①パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- ②パスワード紛失による再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。また、お電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- ③パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ④今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。

(3) パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①議決権行使ウェブサイトにおける議決権行使に関するパソコンの操作方法が不明の場合は、以下にお問い合わせ下さい。

| |
|--|
| 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00) |
|--|

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様はお取引の証券会社にお問い合わせ下さい。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

| |
|--|
| 三井住友信託銀行 証券代行事務センター [電話] 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00) |
|--|

3. 代理人による議決権行使のご案内

本総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する当社株主様1名を代理人とし、本総会にご出席いただくことが可能です。ただし、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただく必要がございますのでご了承下さい。

- ~~~~~
- ◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.theatres.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.theatres.co.jp/>) に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下「当年度」といいます。）におけるわが国の経済は、消費税率引き上げの影響などにより先行きの不透明さを残すものの、企業収益及び雇用情勢に改善が見られ全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような経済環境のもと、当社グループは平成24年度を初年度とし平成26年度を最終年度とする中期経営計画「To The Next 2014」の達成に取り組みました。

当年度の連結業績は、前年度に「ホテル西洋 銀座」が営業終了したことや消費税率引き上げの影響を受け不動産販売事業の売上が上半期に伸び悩んだことなどから売上高は15,304百万円（前年度比2.2%減）となりましたが、前年度に取得した賃貸不動産3物件の収益が寄与したことなどから営業利益は234百万円（前年度は営業損失210百万円）となり、経常利益は334百万円（前年度は経常損失330百万円）となりました。また当期純利益は、銀座テアトルビルの売却益を特別利益に計上した前年度から減少し322百万円（前年度比61.3%減）となりました。

■連結経営成績

(百万円)

| | 前年度 | 当年度 | 増減 |
|------------|--------|--------|------|
| 売上高 | 15,650 | 15,304 | △346 |
| 営業利益（△は損失） | △210 | 234 | +444 |
| 経常利益（△は損失） | △330 | 334 | +664 |
| 当期純利益 | 834 | 322 | △511 |

セグメント別の業績概況は以下のとおりです。

なお、映像関連事業における広告事業は、業務領域を広げ、グループの経営資源を最大限活用して取引先企業の販売促進支援や顧客開発を提供するため「ソリューション事業」として再編し、事業名称を変更いたしました。

また「ホテル西洋 銀座」を運営しておりました株式会社エイチ・エス・ジーは平成26年5月21日をもって清算結了し、当社グループはホテル事業から撤退いたしました。これに伴いセグメント名称を従来のホテル飲食関連事業から飲食関連事業に変更いたしました。

■セグメント別売上高

(百万円)

| | 前年度 | 当年度 | 増減 |
|---------|--------|--------|------|
| 映像関連事業 | 3,431 | 3,188 | △243 |
| 飲食関連事業 | 5,727 | 5,754 | +27 |
| 不動産関連事業 | 5,158 | 4,993 | △164 |
| その他事業 | 1,333 | 1,368 | +34 |
| 連結合計 | 15,650 | 15,304 | △346 |

■セグメント別営業損益

(百万円)

| | 前年度 | 当年度 | 増減 |
|---------|------|------|------|
| 映像関連事業 | 32 | △28 | △61 |
| 飲食関連事業 | 72 | 71 | △0 |
| 不動産関連事業 | 386 | 782 | +396 |
| その他事業 | △17 | 6 | +23 |
| 調整額 | △684 | △596 | +87 |
| 連結合計 | △210 | 234 | +444 |

<映像関連事業>

(映画興行事業)

『あと1センチの恋』『そのみにて光輝く』『百円の恋』等が好成績を収めたものの、前年度にアニメ作品の大ヒットがあったことから前年度比で減収となりました。

当年度末の映画館数及びスクリーン数は、9館23スクリーンです。

(映画配給事業)

人気シリーズ『それいけ!アンパンマン りんごぼうやとみんなの願い』や、ベストセラーシリーズ『まほろ駅前狂騒曲』、モントリオール世界映画祭最優秀監督賞等を受賞した『そのみにて光輝く』等が好成績を収めたことから、前年度比で大幅な増収となりました。

(ソリューション事業)

新規顧客の獲得等により受注が増加したものの、事業再編により一部機能を外部へ移管したことから前年度比で大幅な減収となりました。

以上の結果、映像関連事業の売上高は3,188百万円(前年度比7.1%減)となり、営業損失は28百万円(前年度は営業利益32百万円)となりました。

<飲食関連事業>

(飲食事業)

都内ダイニング&バーは平成26年6月に地中海バル2号店「アオヤマ・マルマーレ」を、平成27年1月には「トーキョー・マルマーレ」の別館「マルマーレ・アネックス」を出店いたしました。洋菓子・惣菜店は、平成26年4月に洋菓子店「パティスリー 西洋銀座」松屋銀座本店を、平成27年1月には惣菜店「デリショップ 西洋銀座」日本

橋三越本店を出店いたしました。また焼鳥専門店チェーン「串鳥」は平成26年8月に岩見沢店を出店し、同年11月には新業態となる串鳥のワイン酒場「タント」を札幌市に出店いたしました。

飲食事業は、これらの新規出店効果と「串鳥」の既存店が好調に推移したことから、前年度比で増収となりました。

当年度末における飲食店及び惣菜・洋菓子店の店舗数は下表のとおりです。

なお、平成27年2月に洋菓子店「パティスリー 西洋銀座」松坂屋上野店を閉店いたしました。

■飲食店及び惣菜・洋菓子店の店舗数

| | 前年度末 | 当年度末 | 増 減 |
|---------------|------|------|-----|
| 焼鳥専門店チェーン「串鳥」 | 34 | 35 | +1 |
| 串焼専門店「串鳥番外地」他 | 2 | 3 | +1 |
| 都内ダイニング&バー | 4 | 6 | +2 |
| 飲食店 合計 | 40 | 44 | +4 |
| 惣菜・洋菓子店 合計 | 3 | 4 | +1 |

以上の結果、前年度に営業を終了した「ホテル西洋 銀座」の2カ月の売上計上分が減収となったものの、飲食関連事業の売上高は5,754百万円（前年度比0.5%増）となりました。しかし新規出店に伴う経費が増加したことから営業利益は71百万円（前年度比1.3%減）となりました。

<不動産関連事業>

（不動産賃貸管理事業）

前年度に銀座テアトルビルを売却したことや賃貸商業施設からの撤退を進めたことにより賃料収入が減少いたしました。前年度に取得した賃貸不動産3物件が順調に稼働したことから前年度並みの売上高となりました。

（不動産販売事業）

消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により不動産流通市場が低迷し、上半期に中古マンションの販売やリフォーム事業の受注が伸び悩んだことから前年度比で減収となりました。

以上の結果、不動産関連事業の売上高は4,993百万円（前年度比3.2%減）となりましたが、賃貸不動産3物件の収益が寄与したことなどから営業利益は782百万円（前年度比102.6%増）となりました。

<その他事業>

サービサー事業は前年度比で増収となり、レジャーホテル事業はほぼ前年度並みの売上高を確保いたしました。

以上の結果、その他事業の売上高は1,368百万円（前年度比2.6%増）、営業利益は6百万円（前年度は営業損失17百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、平成24年度を初年度とし平成26年度を最終年度とする第8次中期経営計画「To The Next 2014」に基づき、「財務基盤の強化」「将来に向けた事業の選択と集中」「サービス業への回帰」の3つの基本方針を実現するべく取り組んでまいりました。その結果、銀座テアトルビルの売却で得た資金及び譲渡益を活用し、事業規模に比して過大であった有利子負債を大幅に圧縮したことで、財務の安全性・安定性が飛躍的に向上するとともに、ホテル事業などの不採算事業からの撤退を実施したことで、「財務基盤の強化」と「将来に向けた事業の選択と集中」は当初の目標を一とおり達成することができました。また、映画興行事業や映画配給事業を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」を中核とした飲食関連事業、中古マンション等の再生販売・マンション等のリフォームを中核とした不動産関連事業に対し一定の投資を行い育成・強化を進め、「サービス業への回帰」につきましても一定の進捗を図ることができました。しかしながら、円安の進行や景気の回復により原価や人件費の高騰や人手不足が深刻化していること、当社においては新規事業等の取組みが未だインキュベート段階にあること等から収益構造の安定化にはなお課題を残しております。

そこで、平成27年度を初年度とし平成29年度を最終年度とする中期経営方針においては、以下のとおり、「創造と革新」をテーマに、引き続き事業の成長に向けた取組みを推進してまいります。

① 中期経営方針のテーマ 「創造と革新」

当社グループは、映像、飲食、不動産と多岐にわたる事業を展開しておりますが、いずれの事業も最終消費者である「お客様」へ向けて価値あるサービスや商品を提供する事業であること変わりありません。

少子高齢化が進行する現代における消費のキーワードは「つながり」「カスタマイズ」「本格志向」「教養」であり、これらに対応していくことが当社グループ各事業に共通する課題であると考えております。

そうした消費者動向を踏まえ、当社グループの各事業は、マスを対象とした画一的なサービスやオペレーションとは一線を画し、地域のお客様のニーズに対応するとともに、お客様との関係性を深め、お客様との、あるいはお客様同士のコミュニティの形成を通して、より「質」の高い商品やサービスを提供できるよう、顧客価値の創造と革新を目指してまいります。

そのために、

- i) 事業拠点が存在する地域のお客様の特性や潜在的なニーズをとらえ、地域密着型の事業展開を手づくりで進めていくこと
- ii) 商品の十分な知識と愛情を持ったスタッフがお客様とのコミュニケーションを深め、お客様との信頼関係をつくること
- iii) お客様同士のコミュニティが形成できるようなサービスを創造していくことを各事業に共通する重点方針として取り組んでまいります。

② 主力事業の政策

i) 映像関連事業

(映画興行事業)

- ・映画興行事業は、文化度の高いインディペンデント系作品の上映を中心とする都市型映画館の運営を基本とし、ニッチ市場であってもシェアをおさえることで成立することができるよう、各エリアに密着した劇場コンセプトを確立し、地域密着の劇場運営を目指してまいります。シネコンとの営業戦略とは一線を画し、ニッチな市場の開拓を進め、お客様と作家と劇場が各々コミュニケーションできる双方向型の仕掛けを展開するなど、サービス、接客等でシネコンとは異なる独自の付加価値を創出してまいります。
- ・劇場の受託及び新規出館については、大都市圏を中心に機会があれば検討を進めてまいります。

(映画配給事業)

- ・映画配給事業は、宣伝機能の整備や作品への出資の活用を梃子に、まずはインディペンデント系作品の配給力を全国興行収入5億円レベルまで引き上げ、同規模の作品を年間2～3本手掛けられる構造をつくりあげます。
- ・そのため、大型作品獲得への取組みを強化するとともに、アンパンマンシリーズに次ぐシリーズ作品を保有することを目指します。また、劇場用映画作品の製作を再開し、映画ビジネスのより「川上」の工程に関与することで、配給事業等への大型かつ優良なコンテンツの供給機能の一部を果たします。さらに、取り扱う作品規模のさらなる拡大を目指し、メジャー配給会社との連携により全国興行収入10億円以上の実績を達成するとともに、TVドラマや劇場用映画作品の制作受託を開始することで、新たな収益を確保いたします。
- ・以上により、配給作品の年間全国興行収入15億円以上の事業を早期に構築してまいります。

(ソリューション事業)

- ・ソリューション事業は、シネアド（映画館CM）やモールスケープ（大型SC等に設置されたポスターボード）等を差別化商材としておりますが、サンプリングや生活調査等のアナログセールスプロモーションを新たな武器とすることでソリューションの多様化を図り、これまでの取引先実績や当社各事業部門をリソースに、クライアントのレギュラー化を推進してまいります。

ii) 飲食関連事業

(飲食事業)

- ・都内ダイニング&バーは、地中海バル「マルマーレ」の店舗展開を進めてまいります。店舗展開に当たっては、外食事業拡大の常道とされている「セントラルキッチンシステム」「均一商品」「本部主導型意思決定」「効率性最優先の店舗運営システム」とは敢えて一線を画し、エリアと嗜好変化に迅速に対応でき、人材育成にも効果が高い「店舗主導型運営」に拘り、組織能力の強化に努めることで、安定かつ着実な事業拡大を推進してまいります。

- ・焼鳥専門店チェーン「串鳥」は、引き続き年2～3店舗のペースで出店を進めるとともに、少子高齢化により道内地方都市の出店余地が少なくなりつつあることから、既存店のリニューアルにより収益力の維持を図るとともに、新業態の開発を推進してまいります。
- ・惣菜・洋菓子の販売事業は、市場性があり、販路拡大の余地を残す惣菜事業に重心を置き、製造体制の再構築と外部への製造委託の拡大により、事業拡大を目指してまいります。

iii) 不動産関連事業

(不動産販売事業)

- ・中古マンション等の再生販売事業は、不動産販売事業の収益の核として位置づけ、資金枠を増加させるとともに、商品流動性の高い神奈川県での支店開設を視野に入れ、機動的な仕入れ販売の仕組みを構築し、年間売上50億円規模の業界におけるフォロワーとしての地位を確立いたします。
- ・「中古マンション取得」と「リノベーション」を合わせた“想いのままの住まいづくりをお手伝いする”サービス「リノまま」は、リフォーム事業の集客機能として位置づけ、当社の不動産販売事業を象徴するブランドとして育成してまいります。
- ・マンション等のリフォーム事業は、提携施工会社の拡大や施工内容の標準化、施工期間の短縮をはかり、施工業務の品質を向上させることで、中古マンション等の再生販売事業や「リノまま」の拡大を支えてまいります。

(不動産賃貸管理事業)

- ・不動産賃貸管理事業は、修繕投資・バリューアップ投資・入替、再開発等を多面的に検証し、所有物件の価値最大化を基本として取り組んでまいります。

以上の取組みによって、中期経営方針初年度である2015年度におきましては売上高15,900百万円（前年度比3.9%増）、営業利益260百万円（前年度比10.8%増）、経常利益270百万円（前年度比19.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円（前年度比38.1%減）の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当年度における設備投資額は369百万円で、その主なものは、飲食関連事業における新規出店にかかわる165百万円であります。その他は、通常の維持、修繕等に充てております。

(4) 資金調達の状況

当年度におきましては、経常的な運転資金等の調達以外は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 96 期 (平成23. 4. 1～ 平成24. 3. 31) | 第 97 期 (平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31) | 第 98 期 (平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31) | 第99期(当年度) (平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31) |
|-------------------|--|--|--|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 売 上 高 | 18,135,165 | 18,822,545 | 15,650,506 | 15,304,432 |
| 経常利益(△は損失) | 264,004 | △492,841 | △330,639 | 334,128 |
| 当期純利益(△は純損失) | 181,756 | △617,320 | 834,571 | 322,905 |
| 1株当たり当期純利益(△は純損失) | 2円30銭 | △7円82銭 | 10円57銭 | 4円09銭 |
| 純 資 産 | 12,795,938 | 12,567,355 | 13,430,848 | 13,917,482 |
| 総 資 産 | 32,801,932 | 33,501,738 | 24,579,757 | 24,079,571 |

- (注) 1. 第97期の総資産の増加は、主に現金及び預金の増加、時価上昇による投資有価証券の増加等によるものであります。
2. 第98期の純資産の増加及び総資産の減少は、主に銀座テアトルビルの売却によるものであります。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------|---------|------------------|--------------------|
| | 千円 | % | |
| 札幌開発株式会社 | 200,000 | 100.0 | 飲食店の経営 |
| テアトル債権回収株式会社 | 700,000 | 100.0 | 特定金銭債権の管理・回収 |
| 株式会社メディアボックス | 30,000 | 100.0 | 総合広告サービス イベント企画 |
| 東京テアトルリモデリング株式会社 | 20,000 | 100.0 | マンション等のリフォーム |
| テアトルエンタープライズ株式会社 | 40,000 | 100.0 | オフィスの賃貸 施設管理 |

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む計7社であります。

(7) 重要な企業再編等の状況

ホテル事業を営んでおりました株式会社エイチ・エス・ジーは平成26年5月21日付で清算終了し、当社グループは同事業から撤退いたしました。

(8) 主要な事業内容

| 事業区分 | 主な事業内容 | 会社名 |
|---------|---|---|
| 映像関連事業 | (映画興行事業) ・映画の興行 (映画配給事業) ・映画の配給・宣伝 (ソリューション事業) ・総合広告サービス ・イベント企画 | 当社 ㈱メディアボックス |
| 飲食関連事業 | (飲食事業) ・飲食店の経営 ・惣菜・洋菓子の販売 | 当社 札幌開発㈱ |
| 不動産関連事業 | (不動産賃貸管理事業) ・不動産の賃貸 ・不動産の賃貸管理 ・施設管理 ・マンションの管理 (不動産販売事業) ・中古マンション等の再生販売 ・マンション等のリフォーム | 当社 テアトルエンタープライズ㈱ 東京テアトルリモデリング㈱ |
| その他事業 | (サービサー事業) ・特定金銭債権の管理・回収 (レジャーホテル事業) ・レジャーホテルの経営 | テアトル債権回収㈱ (有)アイザック (有)ディーワンエンタープライズ |

(9) 主要な営業所

| 主要な会社名 | 主要な営業所、施設等 |
|---------------------------------|---|
| 当社 (本社：東京都中央区) | 【映像関連事業】 映画館 9 館23スクリーン (東京都新宿区他) 「京橋テアトル試写室」 (東京都中央区) 【飲食関連事業】 ダイニング&バー 6 店舗 (東京都新宿区他) 惣菜・洋菓子店 4 店舗 (東京都中央区他) 【不動産関連事業】 「新宿テアトルビル」 他 3 物件 (東京都新宿区他) |
| 札幌開発株式会社 (本社：北海道札幌市) | 「串鳥」35店舗 (北海道札幌市他) 「串鳥番外地」 他 3 店舗 (北海道札幌市) 製造工場 3 棟 (北海道札幌市) |
| テアトル債権回収株式会社 (本社：東京都中央区) | 支店 1 か所 (愛知県名古屋市) |
| 株式会社メディアボックス (本社：東京都港区) | — |
| 東京テアトルリモデリング株式会社 (本社：東京都中央区) | 支社 1 か所 (東京都港区) |
| テアトルエンタープライズ株式会社 (本社：東京都港区) | 「赤坂オフィスハイツ」 (東京都港区) |

(10) 従業員の状況

| | 従業員数 | 前年度末比増減 |
|---------|------|---------|
| 映像関連事業 | 69名 | 10名増 |
| 飲食関連事業 | 288名 | 17名増 |
| 不動産関連事業 | 85名 | 1名減 |
| その他事業 | 39名 | 5名減 |
| 全社（共通） | 32名 | 7名増 |
| 合計 | 513名 | 28名増 |

- (注) 1. 上記従業員数のほかにパートタイマー408名（1日8時間換算）を雇用しております。
 2. 従業員数が前年度末に比べ28名増加しておりますが、これは映像関連事業における営業体制の拡充や、飲食関連事業における新規出店等によるものであります。

(11) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| シンジケートローン | 1,680,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 630,000 |
| 株式会社りそな銀行 | 390,000 |

- (注) シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行により組成されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式総数 80,130,000株 (自己株式1,193,533株を含む。)
(3) 株主数 18,417名 (前期末比637名増)
(4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|----------------------------|-------------|-----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 千株 3,896 | % 4.93 |
| 株式会社竹中工務店 | 2,500 | 3.16 |
| サッポロビール株式会社 | 1,700 | 2.15 |
| 大和証券株式会社 | 1,667 | 2.11 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,378 | 1.74 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 1,273 | 1.61 |
| 株式会社エルピー企画 | 1,130 | 1.43 |
| 株式会社セゾンファンデックス | 1,100 | 1.39 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,061 | 1.34 |
| 株式会社パルコ | 907 | 1.14 |

- (注) 1. 当社は自己株式1,193千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|------------|------------------|
| 代表取締役社長 | 太田和宏 | |
| 取締役 常務執行役員 | 高 歙 英 昭 | 不動産賃貸事業部長 |
| 取締役 執行役員 | 坂 一 郎 | 不動産管理事業部長 |
| 取締役 執行役員 | 松 岡 毅 | 管理本部長兼財務経理部長 |
| 取締役 | 石 川 道 夫 | 弁護士法人下山法律事務所代表社員 |
| 常勤監査役 | 中 村 正 仁 | |
| 監査役 | 鷲 谷 正 弘 | |
| 監査役 | 植 村 茂 夫 | |
| 監査役 | 桐 原 典 秀 | |

- (注) 1. 取締役石川道夫氏は社外取締役であり、当社は石川道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料及び報酬額は多額の金銭には該当いたしません。同氏及び同法律事務所と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。
2. 監査役鷲谷正弘、監査役植村茂夫、監査役桐原典秀の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中村正仁氏は、当社財務経理部長の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成26年4月1日付で取締役執行役員坂一郎氏は、経営企画室長から不動産管理事業部長に就任いたしました。
5. 平成26年6月27日開催の定時株主総会において、松岡毅氏は新たに取締役に選任され、同日付で管理本部長兼財務経理部長に就任いたしました。
6. 平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、浦田雅裕、宇田川正利、末永礼造の3氏は任期満了により取締役に退任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役に兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 担 当 |
|------|---------|---------------|
| 執行役員 | 宇田川 正 利 | 総務部長 |
| 執行役員 | 宮 下 芳 朗 | 人事部長 |
| 執行役員 | 鳥 海 眞 一 | 社長室長 |
| 執行役員 | 千 葉 久 司 | 不動産販売事業部長 |
| 執行役員 | 石 見 淳 | 飲食事業部長 |
| 執行役員 | 渡 邊 祐 司 | 映像事業部長兼映画興行部長 |
| 執行役員 | 饗 場 大 | ソリューション事業部長 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 員 数 | 報酬等の額 |
|-------|-----|--------------------|
| 取 締 役 | 7名 | 59百万円（うち社外1名3百万円） |
| 監 査 役 | 4名 | 20百万円（うち社外3名9百万円） |
| 合 計 | 11名 | 80百万円（うち社外4名12百万円） |

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成26年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち無報酬の取締役1名を除く2名分が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内、監査役の報酬額は、昭和62年4月10日開催の第70回定時株主総会におきまして月額3百万円以内と決議いただいております。
3. 役員報酬は役位に応じて減額しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川道夫氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。

② 当年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主要な活動状況 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 石 川 道 夫 | 当年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 |
| 監 査 役 | 鷲 谷 正 弘 | 当年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 当年度に開催された12回の監査役会のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
| 監 査 役 | 植 村 茂 夫 | 当年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 当年度に開催された12回の監査役会のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
| 監 査 役 | 桐 原 典 秀 | 当年度に開催された12回の取締役会のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 当年度に開催された12回の監査役会のうち11回に出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |

(注) 書面決議による取締役会はございませんでした。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大有ゼネラル監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|----------------------------------|----------|
| ①当社の会計監査人としての報酬等の額 | 32,000千円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施させることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク・コンプライアンス体制）
 - ① コンプライアンスの推進
 - a 当社グループの役職員一人一人が遵守すべき行動基準を定め、周知する。
 - b リスク・コンプライアンス規程を定め、コンプライアンスを最優先の行動規範とすること、法令違反等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を周知し、コンプライアンスを推進する。
 - ② リスク管理
 - a 当社グループにおいて発生しうるリスクを洗い出し、これを評価し、個別のリスクカテゴリーごとに主管部署を定める。
 - b 各リスク主管部署は、重要なリスクについて、リスクの未然防止策・発生時の対処方法などリスク管理の実効性を高めるための企画・立案を行い、これを規則・マニュアル・ガイドライン等に定め、当社グループ全体におけるリスクを適切に管理する。
 - c 各事業部門（連結子会社を含む。）は、各リスク主管部署の定めた規則等に基づきリスクに対応する責任を負い、そのために必要な体制を整備する。
 - ③ 統括的リスク・コンプライアンス組織
 - a 当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに関する統括責任者としてリスク・コンプライアンス担当役員を選任するとともに、これを補佐するリスク・コンプライアンス統括部署を設置する。また各事業部門（連結子会社を含む。）にリスク・コンプライアンス担当者を設置し、リスク・コンプライアンス統括部署と連携を図り、リスク管理並びにコンプライアンスを推進する。
 - b リスク・コンプライアンス担当役員は、通常の報告ラインが機能しない場合に備えて、リスク・コンプライアンス情報に係る内部通報制度を当社グループに整備し、内部通報制度の周知と利用促進を行う。
 - c リスク・コンプライアンス担当役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて寄せられたリスク・コンプライアンスに係る事項、リスク・コンプライアンス統括部署が積極的に収集したリスク・コンプライアンスに係る事項、想定外・緊急に発生したリスク・コンプライアンスに係る事項について、社長、常勤監査役に報告のうえ、リスク主管部署等と連携し適切に対処する。
 - d リスク・コンプライアンス担当役員は、有事の際には緊急体制を整備する。
 - e リスク・コンプライアンス担当役員を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制整備の状況の評価するとともに個別事案の検証等を通じて当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制を見直す。
 - ④ 内部監査
 - a 内部監査部門は、リスク・コンプライアンス統括部署と連携し、業務プロセス等の監査を通じて、当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに係る内部統制が適切に整備・運用されているかどうかを監査する。
 - b 内部監査部門は、監査結果を社長、リスク・コンプライアンス担当役員、監査役、リスク主管部署及び被監査部門に報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告に関する各業務の業務フローを文書化する。
- ② 業務フローの中で、虚偽記載や誤りが生じる可能性が高い重要な業務プロセスについては、業務プロセスを見直し、業務プロセスを業務マニュアル等の形に文書化する。
- ③ 業務プロセスの見直しに当たっては、不正や誤りが生じないよう、部門内の第三者がチェックする仕組み等の内部牽制システムを織り込むとともに、IT化を推進する。
- ④ 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が業務マニュアル等に基づき適切に行われているかどうかを監査し、監査結果を社長、監査役、リスク主管部署及び被監査部門に報告する。
- ⑤ 被監査部門を担当する取締役及び執行役員は、内部監査部門の報告を受け、適切な業務改善を行う。

(3) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌、職務権限を定めた規程を整備するとともに、重要な職務執行を行う場合の決裁手続を定め、権限を有する者の決裁を得て実施する体制を整備する。
- ② 当社グループ全体の業績等に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、十分な検討を経て慎重に決定するため、経営会議等の会議体で審議した上で行う。
- ③ 当社グループ全体を対象とした中期経営計画を策定するとともに、それを具体化するために、事業年度ごとの合理的な経営政策と目標値を策定する。
- ④ 事業部門を担当する取締役及び執行役員は、当該事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を整備する。
- ⑤ 当社グループ全体に亘る経営情報システムを整備するなどして、担当取締役及び担当執行役員の職務執行に必要な情報が速やかに伝達される体制を整備する。
- ⑥ 業務の効率化を図るため、重要な業務プロセスを文書化するとともに、業務プロセスのIT化を推進する。

(4) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役、執行役員及び使用人の職務執行に係る重要な文書の作成担当部署、保存担当部署、保存期間、閲覧者等を定めた文書管理規程を制定し、次に掲げる文書を作成又は記録し、保存する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d 計算書類
- e 稟議書
- f その他取締役会が決定する文書

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役、執行役員又は使用人を連結子会社に取締役又は監査役として派遣する。
- ② 事業（連結子会社を含む。）ごとに担当取締役又は担当執行役員を任命し、事業ごとの業務執行体制を構築する。
- ③ 当社グループ全体の合理的な経営政策（内部統制システムの整備を含む。）と目標値を年度政策・予算として策定するとともに、業績、政策進捗、その他重要事項について定期的な報告を求めることで、連結子会社を含む当社グループ全体の管理を行う。
- ④ 連結子会社における経営上の重要事項に関する決裁をする場合は、原則として担当取締役又は担当執行役員、社長、取締役会等の承認取得を要件とする。
- ⑤ 内部監査部門は、当社グループ全体を内部監査の対象とする。
- ⑥ 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 補助使用人
 - a 内部監査部門に所属する使用人2名程度に監査役職務の補助使用人を兼務させる。
 - b 内部監査部門は、監査役から監査役職務の補助要請があった場合には、当該補助使用人に監査役の職務の補助を行わせ、当該補助使用人は、その結果を監査役会に報告する義務を負う。
- ② 補助使用人の独立性
補助使用人の評価・異動・懲戒等を行う場合は、事前に監査役会の意見を聞きこれを尊重して行う。なお、補助使用人の監査役補助業務は、取締役からは独立した立場で、監査役の指示のもと行う。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の常勤監査役への報告
 - a 報告の対象とする事項は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその事実
 - ・ 当社グループに関する重要な訴訟事実
 - ・ 重要な開示の内容
 - ・ 内部通報制度による通報の状況とその主な内容
 - ・ 内部監査の結果
 - b 常勤監査役への報告の方法は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、直ちに、常勤監査役に報告する。
 - ・ リスク・コンプライアンス統括部署は、内部通報窓口への通報の状況その他当社グループのリスク・コンプライアンス活動の状況、重要な訴訟に関する事実、その他重要なリスク等に関する事項を報告する。
 - ・ 内部監査部門は定期的に、内部監査結果を報告する。
 - c 監査役又は監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもってこれに代えることができる。

④ 監査の実効性の確保

- a 監査役は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人等役職身分を問わず、適時必要な調査・報告等を求めることができる。
- b 連結子会社の取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況の監査に資するため、原則として、当社及び連結子会社の稟議書及び決算書を常勤監査役に回議する。
- c 監査役は、経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べるができる。
- d 監査役は、監査報告会を定期的で開催し、社長との意見交換を図る。
- e 監査役は、内部監査部門及び連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を図る。
- f 監査役は、職務遂行のために必要な場合は、弁護士・公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
- g 当社は、内部通報制度等を通じて監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員又は使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人等に周知徹底する。
- h 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用として必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載し、役職員に対して周知徹底を図る。
- ② 当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携して、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を図る。
- ③ 当社は、総務部をグループ全体の対応総括部署とする。

(注) 平成27年4月30日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、下記(2)①記載の当社の事業特性を理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を持続的に維持・向上させることができる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものや、企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なういわゆる濫用的買収と呼ばれるものも少なくはありません。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、創業以来、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」ことを基本理念として掲げ、映画興行を中心として堅実な経営をしてまいりました。現在は、映画興行や映画配給を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」を中核とした飲食関連事業及び不動産の販売や賃貸を中核とした不動産関連事業の3つを基幹事業とし、多角的かつ広範囲な事業展開を行っております。当社グループの事業は、長年蓄積された豊かな経験や専門知識、当社が築き上げた信頼とそれに基づく顧客やお取引先等との密接な関係、「お客様の満足」を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」という基本理念の下に団結した魅力ある人材、事業の基盤となる保有不動産、長年営んできた映画興行事業や飲食事業等により醸成され広く浸透したブランドイメージ等の経営資源の上に成立しております。とりわけ新宿等に保有する不動産は、当社の基幹事業の重要な経営資源となっており、これらはまさに当社の事業の基盤をなすものであります。そして、これらの経営資源は、それぞれが独立したのではなく、相互に有機的に一体として機能することにより、更なる価値を生み出してきました。

② 企業価値向上への取組み

当社グループは映像、飲食、不動産と多岐にわたる事業を展開しておりますが、いずれの事業も最終消費者である「お客様」へ向けて価値あるサービスや商品を提供する事業であることに変わりありません。

少子高齢化が進行する現代における消費のキーワードは「つながり」「カスタマイズ」「本格志向」「教養」であり、これらに対応していくことが当社グループ各事業に共通する課題であると考えております。

そうした消費者動向を踏まえ、当社グループの各事業は、マスを対象とした画一的なサービスやオペレーションとは一線を画し、地域のお客様のニーズに対応するとともに、お客様との関係性を深め、お客様との、あるいはお客様同士のコミュニティの形成を通して、より「質」の高い商品やサービスを提供できるよう、顧客価値の「創造と革新」を目指してまいります。

そのために、

- a 事業拠点が存在する地域のお客様の特性や潜在的なニーズをとらえ、地域密着型の事業展開を手づくりで進めていくこと
- b 商品の十分な知識と愛情を持ったスタッフがお客様とのコミュニケーションを深め、お客様との信頼関係をつくること
- c お客様同士のコミュニティが形成できるようなサービスを創造していくことを各事業に共通する重点方針として取組んでまいります。

③ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社はコーポレートガバナンスの強化のため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役5名のうち1名を社外取締役に、監査役4名のうち3名を社外監査役にしております。

また、内部統制システムにつきましては、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、グループ全体で、コンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性、資産の保全を目的とした内部統制の整備に取り組んでおります。具体的には、内部統制委員会を設置し、全社的な内部統制を自己評価し、当社各部及び各子会社の内部統制の整備を支援するとともに、内部監査室を設置し、内部統制の整備状況・運用状況の評価を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において、平成21年5月12日開催の取締役会において決定し、同年6月25日開催の当社第93回定時株主総会で承認を得た「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の3年の有効期限が満了することとなるため、これを一部改定（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）し存続することを決定し、平成24年6月26日開催の第96回定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成24年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部改定及び存続に関するお知らせ」をご覧ください。

(http://www.theatres.co.jp/dcms_media/other/20120509_bouei.pdf)

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

厳しい経済環境の中、上記(2)②記載の重点方針の取組み、及び上記(2)③記載のコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的かつ持続的向上のための具体的取組みです。また、上記(3)記載の取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足するとともに、東京証券取引所の有価証券上場規則第440条に定める買収防衛策の導入に関する遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものであり、さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し平成27年6月1日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

以上のこと等から、当社取締役会は、いずれの取組みも基本方針に沿うものであって、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

(注) 平成27年5月13日開催の当社取締役会において、本対応方針を、所要の改定を行った上で、存続することを決定いたしました。改定後の本対応方針につきましては、本総会の決議事項第4号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件」の部分に記載しておりますので、36ページから62ページをご参照下さいますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,278,376</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>2,886,918</b>  |
| 現金及び預金          | 3,062,666         | 支払手形及び買掛金          | 755,121           |
| 受取手形及び売掛金       | 253,160           | 短期借入金              | 60,000            |
| 商 品             | 34,685            | 一年内償還予定の社債         | 180,000           |
| 販売用不動産          | 926,217           | 一年内返済予定の長期借入金      | 594,302           |
| 貯 蔵 品           | 18,105            | リ ー ス 債 務          | 24,745            |
| 繰延税金資産          | 45,030            | 未 払 金              | 287,208           |
| 買 取 債 権         | 1,438,807         | 未 払 法 人 税 等        | 59,595            |
| そ の 他           | 858,675           | 前 受 金              | 145,071           |
| 貸倒引当金           | △358,972          | 繰延税金負債             | 895               |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,801,194</b> | 賞与引当金              | 152,195           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,443,290</b> | 資産除去債務             | 129,452           |
| 建物及び構築物         | 4,921,419         | そ の 他              | 498,331           |
| 機械装置及び運搬具       | 65,575            | <b>固定負債</b>        | <b>7,275,169</b>  |
| 器具及び備品          | 217,368           | 長期借入金              | 2,529,786         |
| 土 地             | 9,102,828         | リ ー ス 債 務          | 99,568            |
| リ ー ス 資 産       | 114,715           | 長期未払金              | 12,534            |
| 建設仮勘定           | 21,384            | 預り保証金              | 2,048,239         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>97,691</b>     | 繰延税金負債             | 813,941           |
| 借 地 権           | 39,207            | 再評価に係る繰延税金負債       | 898,503           |
| ソフトウェア          | 53,018            | 役員退職慰労引当金          | 59,473            |
| リ ー ス 資 産       | 1,311             | 退職給付に係る負債          | 705,757           |
| そ の 他           | 4,153             | 資産除去債務             | 107,363           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,260,212</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>10,162,088</b> |
| 投資有価証券          | 2,287,438         | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 長期貸付金           | 1,160             | <b>株 主 資 本</b>     | <b>11,694,277</b> |
| 差入保証金           | 616,637           | 資 本 金              | 4,552,640         |
| 繰延税金資産          | 103,362           | 資 本 剰 余 金          | 3,737,647         |
| そ の 他           | 445,235           | 利 益 剰 余 金          | 3,641,195         |
| 貸倒引当金           | △193,622          | 自 己 株 式            | △237,206          |
| <b>資産合計</b>     | <b>24,079,571</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>2,223,205</b>  |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 533,081           |
|                 |                   | 土地再評価差額金           | 1,690,123         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>13,917,482</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>24,079,571</b> |

連結損益計算書 (平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目            | 金 額     |            |
|----------------|---------|------------|
| 売上高            |         | 15,304,432 |
| 売上原価           |         | 10,619,124 |
| 売上総利益          |         | 4,685,308  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 4,450,656  |
| 営業利益           |         | 234,651    |
| 営業外収益          |         |            |
| 受取利息           | 3,349   |            |
| 受取配当金          | 62,490  |            |
| 協賛金収入          | 29,257  |            |
| 投資有価証券売却益      | 14,032  |            |
| 貸倒引当金戻入額       | 24,470  |            |
| その他            | 32,884  | 166,485    |
| 営業外費用          |         |            |
| 支払利息           | 48,058  |            |
| 借入関連費用         | 2,482   |            |
| 出資金運用損         | 13,846  |            |
| その他            | 2,621   | 67,008     |
| 経常利益           |         | 334,128    |
| 特別利益           |         |            |
| 受取解約違約金        | 600     |            |
| 建物解体費用引当金戻入益   | 44,128  |            |
| 事業所閉鎖損失引当金戻入益  | 38,105  | 82,834     |
| 特別損失           |         |            |
| 特別退職金          | 3,190   |            |
| 固定資産除却損        | 16,809  |            |
| 減損損失           | 47,071  | 67,071     |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 349,890    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 107,811 |            |
| 法人税等調整額        | △80,825 | 26,985     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 322,905    |
| 当期純利益          |         | 322,905    |



# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

東京テアトル株式会社  
取締役会 御 中

大有ゼネラル監査法人

代表社員 公認会計士 坂野 英雄 ㊞  
業務執行社員  
社員 公認会計士 新井 努 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京テアトル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京テアトル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産     | 4,316,358  | 流動負債          | 1,863,294  |
| 現金及び預金   | 2,255,467  | 買掛金           | 611,981    |
| 売掛金      | 219,807    | 短期借入金         | 60,000     |
| 商品       | 12,371     | 一年内返済予定の長期借入金 | 426,000    |
| 販売用不動産   | 937,295    | リース債務         | 14,966     |
| 貯蔵品      | 596        | 未払金           | 175,150    |
| 前渡金      | 64,692     | 未払費用          | 66,440     |
| 前払費用     | 72,327     | 未払消費税等        | 27,972     |
| 未収入金     | 154,988    | 設備支払手形        | 19,353     |
| 短期貸付金    | 252,000    | 前受金           | 98,003     |
| 差入保証金    | 3,722      | 預り金           | 146,873    |
| 繰延税金資産   | 17,468     | 預り保証金         | 4,828      |
| その他      | 325,619    | 賞与引当金         | 81,161     |
| 固定資産     | 16,947,717 | 資産除去債務        | 129,452    |
| 有形固定資産   | 12,356,884 | その他           | 1,112      |
| 建物       | 3,396,234  | 固定負債          | 6,580,155  |
| 構築物      | 64,501     | 長期借入金         | 2,274,000  |
| 機械装置     | 65,575     | リース債務         | 84,187     |
| 器具備品     | 60,048     | 預り保証金         | 2,021,538  |
| 土地       | 8,659,201  | 繰延税金負債        | 772,143    |
| リース資産    | 89,938     | 再評価に係る繰延税金負債  | 898,503    |
| 建設仮勘定    | 21,384     | 退職給付引当金       | 420,526    |
| 無形固定資産   | 69,849     | 役員退職慰労引当金     | 3,825      |
| 借地権      | 34,237     | 資産除去債務        | 105,430    |
| ソフトウェア   | 31,797     | 負債合計          | 8,443,450  |
| リース資産    | 1,311      | (純資産の部)       |            |
| その他      | 2,503      | 株主資本          | 10,599,618 |
| 投資その他の資産 | 4,520,982  | 資本金           | 4,552,640  |
| 投資有価証券   | 2,282,134  | 資本剰余金         | 3,737,647  |
| 関係会社株式   | 917,427    | 資本準備金         | 3,573,173  |
| 出資金      | 49,064     | その他資本剰余金      | 164,473    |
| 長期貸付金    | 2,707,300  | 利益剰余金         | 2,546,536  |
| 長期前払費用   | 20,223     | その他利益剰余金      | 2,546,536  |
| 長期未収入金   | 180,990    | 固定資産圧縮積立金     | 1,052,739  |
| 差入保証金    | 396,201    | 繰越利益剰余金       | 1,493,796  |
| その他      | 117,631    | 自己株式          | △237,206   |
| 貸倒引当金    | △2,149,990 | 評価・換算差額等      | 2,221,007  |
| 資産合計     | 21,264,076 | その他有価証券評価差額金  | 530,883    |
|          |            | 土地再評価差額金      | 1,690,123  |
|          |            | 純資産合計         | 12,820,625 |
|          |            | 負債・純資産合計      | 21,264,076 |

損益計算書 (平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目                       | 金       | 額         |
|---------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                     |         | 7,919,772 |
| 売 上 原 価                   |         | 7,044,217 |
| 売 上 総 利 益                 |         | 875,555   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |         | 816,167   |
| 営 業 利 益                   |         | 59,387    |
| 営 業 外 収 益                 |         |           |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金           | 85,982  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 14,032  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額           | 17,721  |           |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益         | 11,775  | 129,512   |
| 営 業 外 費 用                 |         |           |
| 支 払 利 息                   | 43,015  |           |
| 借 入 関 連 費 用               | 2,482   |           |
| 出 資 金 運 用 損               | 13,846  |           |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用         | 2,041   | 61,386    |
| 経 常 利 益                   |         | 127,513   |
| 特 別 利 益                   |         |           |
| 受 取 解 約 違 約 金             | 600     |           |
| 建 物 解 体 費 用 引 当 金 戻 入 益   | 44,128  |           |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益 | 38,105  | 82,834    |
| 特 別 損 失                   |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額           | 79,000  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 5,121   |           |
| 減 損 損 失                   | 47,071  | 131,192   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |         | 79,155    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 14,820  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △52,205 | △37,384   |
| 当 期 純 利 益                 |         | 116,539   |

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

東京テアトル株式会社  
取締役会 御 中

大有ゼネラル監査法人

代表社員 公認会計士 坂 野 英 雄 ㊞  
業務執行社員  
社員 公認会計士 新 井 努 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京テアトル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

|            |        |
|------------|--------|
| 東京テアトル株式会社 | 監査役会   |
| 常勤監査役      | 中村正仁 ⑩ |
| 社外監査役      | 鷲谷正弘 ⑩ |
| 社外監査役      | 植村茂夫 ⑩ |
| 社外監査役      | 桐原典秀 ⑩ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、連結当期純利益を拡大し、1株当たりの配当額を高め、株主の皆様への安定的な利益還元を図りつつ、財務体質及び今後の事業展開を勘案した上で、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、既存事業の拡大や新規事業の育成のために一定の内部留保が必要なことから、前期と同じく1株につき1円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額 78,936,467円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>生年月日                                | 略歴、地位及び担当並びに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社の株式数 |
|----|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | おお  た  かず  ひろ<br>太  田  和  宏<br>昭和39年5月2日生 | 平成元年4月  当社入社<br>平成16年6月  当社営業企画部長兼広報室長<br>平成18年6月  当社取締役営業企画部長兼広報室長<br>就任<br>平成19年3月  当社取締役映像事業本部長就任<br>平成20年6月  当社取締役執行役員映像事業本部長<br>就任<br>平成22年6月  当社取締役執行役員経営企画室担当<br>就任<br>平成23年5月  当社取締役執行役員営業本部長就任<br>平成23年6月  当社取締役専務執行役員営業本部長<br>就任<br>平成24年6月  当社取締役専務執行役員事業企画室長<br>兼飲食事業部長兼不動産販売事業部長<br>就任<br>平成25年5月  当社代表取締役社長兼飲食事業部長<br>就任<br>平成25年6月  当社代表取締役社長就任現在に至る | 38,000株        |

| 番号 | 氏名<br>生年月日                          | 略歴、地位及び担当並びに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|----|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2  | たか 高 英 昭<br>くわ ひで あき<br>昭和33年7月9日生  | 昭和57年4月 東邦生命保険相互会社（現、ジブラル<br>タ生命保険株式会社）入社<br>平成14年8月 当社入社<br>平成16年6月 当社事業開発部長<br>平成19年6月 当社執行役員アセットマネジメント事<br>業部長兼プロパティマネジメント事業<br>部長就任<br>平成21年6月 当社執行役員不動産事業副本部長就任<br>平成22年6月 当社取締役執行役員不動産事業部長<br>就任<br>平成23年6月 当社取締役常務執行役員不動産事業部<br>長就任<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員不動産賃貸事<br>業部長就任現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                   | 42,000株        |
| 3  | さか 坂 一 郎<br>い ち ろう<br>昭和33年6月19日生   | 昭和56年4月 東邦生命保険相互会社（現、ジブラル<br>タ生命保険株式会社）入社<br>平成13年8月 東新ビルディング株式会社（現、東電<br>不動産株式会社）入社<br>平成19年11月 当社入社<br>平成21年4月 当社不動産流動化事業部長<br>平成21年6月 当社執行役員不動産流動化事業部長<br>就任<br>平成22年6月 当社執行役員アセットソリューション<br>営業部担当兼リニューアルマンション<br>部担当就任<br>平成23年5月 当社執行役員経営企画室長就任<br>平成23年6月 当社取締役執行役員経営企画室長就任<br>平成26年4月 当社取締役執行役員不動産管理事業部<br>長就任現在に至る<br>平成27年4月 テアトルエンタープライズ株式会社代<br>表取締役社長就任現在に至る<br>有限会社アイザック代表取締役社長就<br>任現在に至る<br>有限会社ディーワンエンタープライズ<br>代表取締役社長就任現在に至る<br>（重要な兼職の状況）<br>テアトルエンタープライズ株式会社代表取締役社長<br>有限会社アイザック代表取締役社長<br>有限会社ディーワンエンタープライズ代表取締役社長 | 14,000株        |
| 4  | まつ 松 岡 たけし<br>お つか 毅<br>昭和38年3月28日生 | 昭和60年4月 株式会社サントリーレストランシステ<br>ム（現、株式会社ダイナック）入社<br>平成2年7月 当社入社<br>平成22年6月 当社財務経理部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務<br>経理部長就任現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 22,000株        |



| 番号 | 氏名<br>生年月日                             | 略歴、地位及び担当並びに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|----|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5  | いし かわ みち お 夫<br>石 川 道 夫<br>昭和23年2月23日生 | 昭和50年4月 第二東京弁護士会登録、下山法律事務所（現、弁護士法人下山法律事務所）入所<br>平成6年6月 株式会社サンリオ社外監査役就任現在に至る<br>平成20年6月 弁護士法人下山法律事務所代表社員就任現在に至る<br>平成21年6月 当社社外取締役就任現在に至る<br>平成21年7月 株式会社サンリオエンターテイメント社外監査役就任現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人下山法律事務所代表社員 | 6,000株         |

(注) 1. 社外取締役候補者に関する事項

①候補者石川道夫氏は、社外取締役候補者であります。

②社外取締役候補者の選任理由

同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士として豊富な経験・知識を有するとともに、他社の社外監査役も兼務されております。同氏を社外取締役に選任いただくことにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し選任をお願いするものであります。

③社外取締役の独立性

当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、同氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料及び報酬額は多額の金銭には該当いたしません。同氏及び同法律事務所と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

④社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

⑤責任限定契約の概要

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を更新いたします。

2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 「所有する当社の株式数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>生年月日                                  | 略歴、地位並びに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|----|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | きり はら のり ひで<br>桐原典秀<br>昭和25年3月28日生          | 昭和47年4月 三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）入社<br>平成7年5月 同社鳥取支店長<br>平成11年6月 同社取締役融資企画部長就任<br>平成12年4月 中央三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）執行役員融資企画部長就任<br>平成16年11月 中央三井信用保証株式会社（現、三井住友トラスト保証株式会社）代表取締役社長就任<br>平成20年1月 中央三井アセット信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）社外監査役就任<br>平成23年6月 当社監査役就任現在に至る                      | 7,000株         |
| 2  | みや した よし ろう<br>宮下芳朗<br>昭和33年10月30日生<br>（新任） | 昭和58年4月 当社入社<br>平成16年6月 当社人事部長<br>平成22年6月 当社執行役員人事部長就任現在に至る                                                                                                                                                                                                                             | 5,000株         |
| 3  | くに ひろ のぶ お<br>国広伸夫<br>昭和27年4月4日生<br>（新任）    | 昭和51年4月 三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）入社<br>平成12年7月 中央三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）日本橋法人営業部長<br>平成14年3月 三井アセット信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）証券営業部長<br>平成14年5月 中央三井信託銀行（現、三井住友信託銀行株式会社）京都支店長<br>平成16年11月 中央三井ファイナンスサービス株式会社代表取締役社長就任<br>平成21年8月 株式会社デベロツパー三信常務取締役就任<br>平成22年6月 大東紡織株式会社代表取締役社長就任現在に至る | 0株             |

| 番号 | 氏名<br>生年月日                           | 略歴、地位並びに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4  | ばんば きよし<br>馬場清<br>昭和37年6月2日生<br>(新任) | 昭和60年4月 日活株式会社入社<br>平成21年4月 同社総務人事グループリーダー兼コンプライアンス委員長<br>平成24年8月 社会保険労務士馬場清事務所代表就任現在に至る<br>平成25年7月 株式会社ジェンコ社外取締役就任現在に至る<br>平成25年10月 NPO法人仕事と家庭の両立支援理事就任現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>社会保険労務士馬場清事務所代表<br>株式会社ジェンコ社外取締役<br>NPO法人仕事と家庭の両立支援理事 | 0株             |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項
- ①候補者桐原典秀、国広伸夫、馬場清の3氏は、社外監査役候補者であります。
- ②社外監査役候補者の選任理由
- ・候補者桐原典秀氏は、銀行支店長や経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - ・候補者国広伸夫氏は、銀行支店長や経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し選任をお願いするものであります。
  - ・候補者馬場清氏は、社会保険労務士や他社の社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し選任をお願いするものであります。
- ③社外監査役の独立性
- 当社は株式会社東京証券取引所に対し、候補者桐原典秀、国広伸夫、馬場清の3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。桐原典秀、国広伸夫の両氏は当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、同社グループを退職されてから桐原典秀氏は4年、国広伸夫氏は5年が経過しており、現在独立した立場にあるため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また馬場清氏は当社の取引先である日活株式会社の出身ですが、すでに同社を退職されてから4年が経過しており、現在独立した立場にあるため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
- ④責任限定契約の概要
- 当社は、候補者桐原典秀氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、同氏との当該責任限定契約を更新し、また新たに候補者国広伸夫、馬場清の両氏との間で同契約を締結する予定であります。
3. 「所有する当社の株式数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成17年11月15日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」と題するプレスリリースにおいて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定したことを公表いたしました。その後、かかる対応方針は、平成18年及び平成21年の改定を経て、平成24年5月9日開催の当社取締役会において、同日付「会社の支配に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定及び存続に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり改定され、かかる改定後の対応方針（以下、「平成24年対応方針」といいます。）は、平成24年6月26日開催の当社第96回定時株主総会（以下、「平成24年定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました。

平成24年対応方針の有効期間は、平成27年開催の当社定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）後最初に開催される取締役会の終結時までとされており、当社では社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を確保し向上させる観点から、対応方針の継続の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、平成27年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、平成24年対応方針を、所要の改定を行った上（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、存続することを決定いたしました。

本議案は、当社定款第18条第1項の定めに従い、本対応方針について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の内容は、以下に記載のとおりでございます。なお、議案が長文にわたるため、冒頭にご参考資料として「本対応方針の概要」を掲載いたします。「本対応方針の概要」はあくまでも本対応方針の概要を記載したものですので、詳細につきましては、40ページの「I 基本方針について」以下をご覧ください。

## 本対応方針の概要

### 1 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から十分な情報及び意見が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。

そこで、当社は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を提供し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保することを目的として、大規模買付ルールを設定しました。

### 2 本対応方針の要旨

本対応方針は、大規模買付者に対して、大規模買付ルールに従うことを求めるものです。大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討した上で、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置を執ることがあります。具体的な対抗措置としては、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められる措置で状況に応じ相当と考えられるものを選択することになります。

大規模買付ルール及び対抗措置の発動の概要については、本資料末尾のフローチャートをご参照下さい。

### 3 本対応方針の特徴

#### (1) 「事前警告型」の買収防衛策

本対応方針は、大規模買付者が遵守すべきルールを定めた上で、将来の大規模買付者に対してその遵守を求め、大規模買付者が当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は執らず、大規模買付者が当該ルールに従わない等の例外的な場合に対抗措置を執るという、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策です。

## (2) 株主総会に諮ることによる株主意思の反映

当社は、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認するために、本総会に本対応方針の存続をお諮りします。本対応方針は、本総会において株主の皆様の承認が得られることを条件に、その効力を生じることとなります。

また、本対応方針の有効期間は、平成30年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

## (3) 対抗措置の明示

本対応方針に基づく対抗措置は、新株予約権無償割当てを原則としますが、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められる措置を予定しております。

## (4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会を設置します。

特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

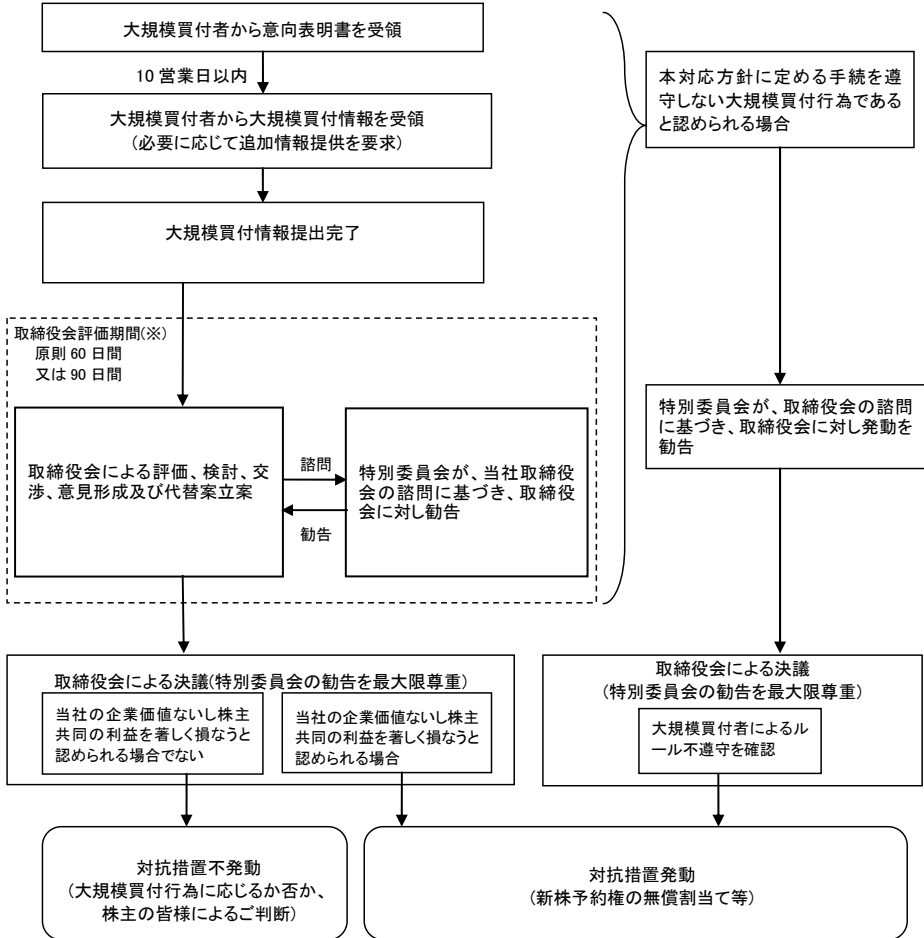
(注) 本参考資料は、本対応方針に対する理解を容易にすることを目的にあくまでも参考として作成したものです。本対応方針の詳細については、本文をご覧ください。

## ＜大規模買付ルール＞

当社株式の大規模買付行為について、  
当社が公表した対応方針に定められた大規模買付ルールの遵守を要請

(大規模買付ルールを遵守する場合)

(大規模買付ルールを遵守しない場合)



(※) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には 60 日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間(初日不算入)とします。なお、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。)

(注) 本図は、大規模買付ルールの概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

## I 基本方針について

### 1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性を理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を持続的に維持・向上させることができる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為（下記Ⅱ 2 (1)で定義されます。）がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものや、企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なういわゆる濫用的買収と呼ばれるものも少なくはありません。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

### 2 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、創業以来、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」ことを基本理念として掲げ、映画興行を中心として堅実な経営をしてまいりました。現在は、映画興行や映画配給を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」を中核とした飲食関連事業及び不動産の販売や賃貸を中核とした不動産関連事業の3つを基幹事業とし、多角的かつ広範囲な事業展開を行っております。当社グループの事業は、長年蓄積された豊かな経験や専門知識、当社が築き上げた信頼とそれに基づく顧客やお取引先等との密接な関係、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」という基本理念の下に団結した魅力ある人材、事業の基盤となる保有不動産、長年営んできた映画興行事業や飲食事業等により醸成され広く浸透したブランドイメージ等の経営資源の上に成立しております。とりわけ新宿等に保有する不動産は、当社の基幹事業の重要な経営資源となっており、これらはまさに当社の事業の基盤をなすものであります。そして、これらの経営資源は、それぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することにより、更なる価値を生み出してきました。



## (2) 企業価値向上への取組み

当社グループは、映像、飲食、不動産と多岐にわたる事業を展開しておりますが、いずれの事業も最終消費者である「お客様」へ向けて価値あるサービスや商品を提供する事業であることに変わりありません。

少子高齢化が進行する現代における消費のキーワードは「つながり」「カスタマイズ」「本格志向」「教養」であり、これらに対応していくことが当社グループ各事業に共通する課題であると考えております。

そうした消費者動向を踏まえ、当社グループの各事業は、マスを対象とした画一的なサービスやオペレーションとは一線を画し、地域のお客様のニーズに対応するとともに、お客様との関係性を深め、お客様との、あるいはお客様同士のコミュニティの形成を通して、より「質」の高い商品やサービスを提供できるよう、顧客価値の「創造と革新」を目指してまいります。

そのために、

- ① 事業拠点が存在する地域のお客様の特性や潜在的なニーズをとらえ、地域密着型の事業展開を手づくりで進めていくこと
- ② 商品の十分な知識と愛情を持ったスタッフがお客様とのコミュニケーションを深め、お客様との信頼関係をつくること
- ③ お客様同士のコミュニティが形成できるようなサービスを創造していくことを各事業に共通する重点方針として取組んでまいります。

### (a) 映像関連事業

映画興行事業は、文化度の高いインディペンデント系作品の上映を中心とする都市型映画館の運営を基本とし、ニッチ市場であってもシェアをおさえることで成立することができるよう、各エリアに密着した劇場コンセプトを確立し、地域密着の劇場運営を目指してまいります。シネコンとの営業戦略とは一線を画し、ニッチな市場の開拓を進め、お客様と作家と劇場が各々コミュニケーションできる双方向型の仕掛けを展開するなど、サービス、接客等でシネコンとは異なる独自の付加価値を創出してまいります。

劇場の受託及び新規出館については、大都市圏を中心に機会があれば検討を進めてまいります。

映画配給事業は、宣伝機能の整備や作品への出資の活用を梃子に、まずはインディペンデント系作品の配給力を全国興行収入5億円レベルまで引き上げ、同規模の作品を年間2～3本手掛けられる構造をつくりあげます。

そのため、大型作品獲得への取組みを強化するとともに、アンパンマンシリーズに次ぐシリーズ作品を保有することを目指します。また、劇場用映画作品の製作を再開し、映画ビジネスのより「川上」の工程に関与することで、配給事業等への大型かつ優良なコンテンツの供給機能の一部を果たします。さらに、取り扱う作品規模のさらなる拡大を目指し、メジャー配給会社との連携に

より全国興行収入10億円以上の実績を達成するとともに、TVドラマや劇場用映画作品の制作受託を開始することで、新たな収益を確保いたします。

以上により、配給作品の年間全国興行収入15億円以上の事業を早期に構築してまいります。

ソリューション事業は、シネアド（映画館CM）やモールスケープ（大型SC等に設置されたポスターボード）等を差別化商材としておりますが、サンプリングや生活調査等のアナログセールスプロモーションを新たな武器とすることでソリューションの多様化を図り、これまでの取引先実績や当社各事業部門をリソースに、クライアントのレギュラー化を推進してまいります。

#### (b) 飲食関連事業

都内ダイニング&バーは、地中海バル「マルマーレ」の店舗展開を進めてまいります。店舗展開に当たっては、外食事業拡大の常道とされている「セントラルキッチンシステム」「均一商品」「本部主導型意思決定」「効率性最優先の店舗運営システム」とは取敢えて一線を画し、エリアと嗜好変化に迅速に対応でき、人材育成にも効果が高い「店舗主導型運営」に拘り、組織能力の強化に努めることで、安定かつ着実な事業拡大を推進してまいります。

焼鳥専門店チェーン「串鳥」は、引き続き年2～3店舗のペースで出店を進めるとともに、少子高齢化により道内地方都市の出店余地が少なくなりつつあることから、既存店のリニューアルにより収益力の維持を図るとともに、新業態の開発を推進してまいります。

惣菜・洋菓子の販売事業は、市場性があり、販路拡大の余地を残す惣菜事業に重心を置き、製造体制の再構築と外部への製造委託の拡大により、事業拡大を目指してまいります。

#### (c) 不動産関連事業

中古マンション等の再生販売事業は、不動産販売事業の収益の核として位置づけ、資金枠を増加させるとともに、商品流動性の高い神奈川県での支店開設を視野に入れ、機動的な仕入れ販売の仕組みを構築し、年間売上50億円規模の業界におけるフォロワーとしての地位を確立いたします。

「中古マンション取得」と「リノベーション」を合わせた“想いのままの住まいづくりをお手伝いする”サービス「リノまま」は、リフォーム事業の集客機能として位置づけ、当社の不動産販売事業を象徴するブランドとして育成してまいります。

マンション等のリフォーム事業は、提携施工会社の拡大や施工内容の標準化、施工期間の短縮をはかり、施工業務の品質を向上させることで、中古マンション等の再生販売事業や「リノまま」の拡大を支えてまいります。

不動産賃貸管理事業は、修繕投資・バリューアップ投資・入替、再開発等を多面的に検証し、所有物件の価値最大化を基本として取組んでまいります。

### (3) コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

#### (a) コーポレートガバナンス体制について

当社は、コーポレートガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉え、これを確立し、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社が持続的かつ健全に成長していくための土台、経営の基礎となるものであると認識しております。そのような考え方のもと、コーポレートガバナンスの強化に向けて以下のような取組みを行っております。

まず、当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、原則として月1回、また、必要に応じて随時開催しており、社外取締役は独立した立場から取締役会に出席し、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあっております。また、代表取締役の諮問機関として経営会議等を設置し、経営上の重要案件の事前審議を随時行い、経営意思決定の効率化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び執行責任の明確化に努めております。なお、当社は取締役の任期を1年としております。

次に、当社の監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、常勤監査役1名、社外監査役3名の4名で構成され、各監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、法令・定款違反の監査に留まらず、経営全般について大局的な観点で監査を行っております。原則として、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席（審議事案に応じて社外監査役も出席）すること等を通じて、取締役の職務執行の監視を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との連携を図る等監査機能の強化に努めております。

#### (b) 内部統制システムの整備について

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、グループ全体で、コンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性、資産の保全を目的とした内部統制の整備に取り組んでおります。具体的には、内部統制委員会を設置し、全社的な内部統制を自己評価し、当社各部及び各子会社の内部統制の整備を支援するとともに、内部監査室を設置し、内部統制の整備状況・運用状況の評価を行っております。

とりわけグループ全体でコンプライアンスを推進するため、「東京テアトルグループ行動基準」においてコンプライアンスを行動基準の1つとして定め、これを全従業員に配布するとともに、「リスク・コンプライアンス規程」を制

定し、コンプライアンスを最優先の行動規範とすることを明確にし、コンプライアンスに違反する行為が行われ、又は行われるおそれがあるときの通報制度を設けるなど、グループ全体でコンプライアンスを推進しております。

## II 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### 1 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。

特に近年においては、当社は、個人の皆様を中心とした幅広い多くの方々に株主としてお支えいただいておりますが、このような当社の現在の株主構成は、一面で、株主の皆様に必要な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし株主共同の利益が毀損されることとなる可能性を生み出すことともなっております。

以上の現状認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が提供され、十分な検討期間が確保されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。かかるルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであると考えます。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の保護の観点から、一定の措置を講じる方針です。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の13ページに記載のとおりです。

## 2 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討し、それらを踏まえて、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針において、「大規模買付行為」とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は③上記①又は②に規定される各行為を行うか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立する行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。）（但し、いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、並びに③上記①又は②の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又は特別関係者と実質的利害を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が下記4記載の特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の勧告に基づき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合における当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23

第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、⑦意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況並びに⑧大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった事実を速やかに開示するとともに、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## (3) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社取締役会が意向表明書を受領した日から10営業日以内(初日は算入されないものとします。)に、次の①から⑬までに掲げる情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し(以下、「意見形成」といいます。)、又は代替案を立案し(以下、「代替案立案」といいます。)、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示す

ることにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従ってその旨を適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付情報の内容、大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、日本語に限りません。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑤ 買付資金の裏付け又は調達先（買付資金の提供者（直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに

関連する具体的取引の内容を含みます。)

- ⑥ 大規模買付行為完了後に企図している当社の経営方針、事業計画、資金計画及び投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為後に企図している変更の有無及びその内容
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑪ 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（企業集団内部統制システムを含みます。以下同じ。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ⑫ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細）
- ⑬ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

#### (4) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家）の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記3(3)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動



又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に直ちに株主の皆様に対して開示します。

#### (5) 大規模買付行為の開始

大規模買付行為は、上記2(3)の情報提供を全て完了し、上記2(4)の取締役会評価期間が経過した後にのみ開始されるべきものとします。

### 3 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールの重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入）に当該違反が是正されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められる措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、新株予約権無償割当てを原則としますが、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の措置を選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として株主に対する新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。株主に対する新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件（例えば、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は当該新株予約権を行使できないものとする等）及び／又は取得条項（大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。）を設けることがあります。

当社取締役会が、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本対応方針所定の大規模買付ルールを全て遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得、株主の皆様の意見を聴取するための臨時株主総会の開催等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付措置に対する対抗措置は執りません。大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付行為の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等を考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社の企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置（具体的な対抗措置の内容は上記3(1)に記載のとおりです。）を執ることがあります。具体的には、別紙2において例示するいずれかの類型に該当する場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものとして、対抗措置を執ることがあります。

当社取締役会が、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

## (3) 対抗措置の公正を担保するための手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役の恣意的な判断を排除するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、下記4記載の特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います（特別委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の際、場合により、当該対抗措置の内容として、特別委員会に対して法令の許す範囲で対抗措置の不発動ないし撤回を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役の全員の賛成を得た上で、社外取締役を含む取締役全員の一致により決定することとします。そして、当社取締役会は、その判断の客観性及び合理性を担保するため、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、原則として、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家）の助言を得た上で、検討を行うものとし

ます。

なお、当社取締役会は、必要と認める場合には、対抗措置の発動の是非以外の事項についても、特別委員会に随時諮問することができます。

#### (4) 大規模買付情報の変更

上記2(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下、「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本対応方針に基づく手続が改めて適用されるものとします。

### 4 特別委員会の設置

当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、平成24年対応方針と同様に、引き続き特別委員会を設置することといたしました。特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うほか、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うことがあるものとします。特別委員会の概要は、別紙3記載のとおりです。

また、当社は、本総会において本対応方針が承認された場合には、当該定時株主総会後最初に開催される取締役会において、別紙4記載の特別委員（独立社外取締役1名、独立社外監査役2名）を選任することを予定しております。上記3名の略歴については、別紙4をご参照下さい。

### 5 本対応方針が株主の皆様にも与える影響等

#### (1) 本対応方針の存続時に株主の皆様にも与える影響

本対応方針の存続時においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 対抗措置の発動時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を執ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を執ることを決定した場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に所要の開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利において格別の損失を被り又は経済的側面において不測の損害を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該対抗措置が執られた場合、結果的に、法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合には、特別委員会の勧告に基づき、対抗措置の発動を中止することがあります（その場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に所要の開示を行います。）。具体的には、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、新株予約権無償割当てを中止し、又は割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社取締役会が新株予約権無償割当て以外の対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

いずれにせよ、当社取締役会は、具体的な対抗措置を執ることを決定した場合は、かかる対抗措置を中止する可能性も含め、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に所要の開示を行います。

## (3) 対抗措置の発動時に株主の皆様に必要な手続

当社が株主に対する新株予約権無償割当てを行う場合、株主の皆様には以下の手続を行っていただくことが必要となります。

### ① 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権を割り当てます。

なお、新株予約権無償割当てが行われる場合には、株主の皆様に応じの手

続を行っていただく必要はなく、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

## ② 新株予約権の行使の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただきますが、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内に、新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むこととともに、これらの必要書類を提出することにより新株予約権を行使していただいた場合、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

## ③ 新株予約権の取得の手続

他方、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、株主の皆様ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただきますが、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した文書をご提出いただくことがあります。）。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、株主の皆様に対して、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に所要の開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

## 6 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性

を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する遵守事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものです。さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し平成27年6月1日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

### (1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

大規模買付ルールは、上記1記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された大規模買付ルールが遵守されない場合、又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、上記3記載のとおり、かかる対抗措置は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として発動されるものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に所要の開示を行います。

### (3) 株主意思の重視

当社は、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認するために、本総会に本対応方針の存続をお諮りします。また、下記7(2)記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成30年開催の当社定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。

更に、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本対応方針についての株主の皆様のご意思が確認されることとなります。

#### (4) 特別委員会の設置

当社は、上記4記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (5) 外部専門家の意見の取得

上記3(3)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、原則として、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家）の助言を得た上で、検討を行います。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、別紙3の6記載のとおり、特別委員会も、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家の助言を得ることができます。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う特別委員会の判断の客観性及び合理性も担保されることとなります。

#### (6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記7(2)記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 7 本対応方針の存続・廃止の手続及び有効期間

#### (1) 本対応方針の存続・廃止の手続

##### (a) 取締役会の決定

本対応方針は本日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

## (b) 株主総会における承認

当社は、本総会において、当社定款第18条第1項（当社取締役会の決議により当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針の存続を定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認をいただく旨の規定）に基づき、本対応方針の存続をお諮りします。そして、本対応方針は、本総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

なお、本総会において、本対応方針の存続が承認された場合であっても、当社の企業価値ないし株主共同の利益のため必要がある場合には、当社取締役会は特別委員会の承認を経た上で、本対応方針を廃止することができるものとします。

また、当社取締役会は、法令等の改正並びに今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等により、本対応方針を見直す必要が生じた場合には、特別委員会の承認を経た上で、本対応方針の内容を変更することがあります。当社取締役会は、かかる変更が本対応方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要がある場合には、改めて当社株主総会において株主の皆様の本対応方針の変更をお諮りします。

## (2) 有効期間

本総会において本対応方針についての株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期間は、平成30年開催の当社定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。

但し、平成30年開催の当社定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

以 上



## 新株予約権の概要

### 1 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が定めて公告する基準日（以下、単に「基準日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、基準日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。

### 4 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円とする。

### 6 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 7 新株予約権の行使期間、行使条件及び／又は取得条項等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条項、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする（なお、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件（例えば、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は当該新株予約権を行使できないものとする等）及び／又は取得条項（大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性がある。）を設けることがある。）。

### 8 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

当社の企業価値ないし株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する不動産又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをすることにある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する買付けの方法が、二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることが事実上強要するもの）や部分的公開買付け等に代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- (8) 当社取締役会に、大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合
- (9) 当社株主に対して、大規模買付情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合
- (10) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分

又は不適當であるため、当社の基幹事業に重大な支障をきたすおそれがある大規模買付行為である場合

- (11) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (12) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以 上

## 特別委員会の概要

特別委員会は、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置された機関です。特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行います。

特別委員会の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 特別委員会の設置

特別委員会は、当社取締役会の決議に基づき、取締役会の諮問機関として設置される。

#### 2 特別委員の選任

特別委員会を構成する委員（以下「特別委員」という。）は、3名以上とし、①当社の社外取締役又は社外監査役、②当社の取締役補欠者又は監査役補欠者として当社の株主総会で選任された者（社外取締役又は社外監査役の要件を満たす者に限る。）、又は③外部有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、外部有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、当社との間で善管注意義務を含む契約を締結した者でなければならない。

#### 3 特別委員の任期

特別委員の任期は、原則として、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の後に最初に開催される取締役会の終結時までとする。

#### 4 特別委員会の権能

特別委員会は、取締役会が必要的又は任意的に特別委員会に諮問する以下の事項（以下「諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告するほか、取締役会が別途定める行為を行う権能を有する。

- ① 必要的諮問事項  
対抗措置の発動の是非

## ② 任意的諮問事項

その他取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会は、対応措置の発動の是非を検討するに際しては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主の共同の利益を著しく損なうと認められるか否か、及び対抗措置の相当性等を考慮して判断する。また、特別委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に条件等を付すことができる。

## 5 勧告等の方法及び効力等

特別委員会は、取締役に対し勧告を行うときは、特段の事情がない限り、特別委員全員が出席し出席特別委員の過半数をもって決議の上、かかる方法により決議された結論（かかる結論に至った理由を付する。）を当社取締役会に対して勧告する。

取締役会は、その判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

取締役会は、必要と認める場合、特別委員会の勧告その他の決定を開示する。

## 6 専門家の助言

特別委員会は、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家の助言を得ることができる。

## 7 資料及び情報の収集

取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続の過程及び諮問事項の検討において検討した資料及び情報を、特別委員会に提出する。また、特別委員会は、諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し又は取締役会に対し収集を要請することができる。

以 上

### 特別委員の氏名・略歴

下記3名のうち、石川道夫氏は当社の現任社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。国広伸夫、馬場清の両氏は本総会の社外監査役候補者であり、社外監査役就任に伴い独立役員として届出を行う予定であります。

下記3名の特別委員の任期は、別紙3の3記載のとおり、平成28年開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとなります。

#### 記

石川 道夫 (いしかわ みちお)

昭和50年4月 第二東京弁護士会登録、下山法律事務所(現、弁護士法人下山法律事務所)入所  
平成6年6月 株式会社サンリオ社外監査役就任(現任)  
平成20年6月 弁護士法人下山法律事務所代表社員就任(現任)  
平成21年6月 当社社外取締役就任(現任)  
平成21年7月 株式会社サンリオエンターテイメント社外監査役就任(現任)

国広 伸夫 (くにひろ のぶお)

昭和51年4月 三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)入社  
平成12年7月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)  
日本橋法人営業部長  
平成14年3月 三井アセット信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)  
証券営業部長  
平成14年5月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)  
京都支店長  
平成16年11月 中央三井ファイナンスサービス株式会社代表取締役社長就任  
平成21年8月 株式会社デベロツパー三信常務取締役就任  
平成22年6月 大東紡織株式会社代表取締役社長就任(現任)

馬場 清 (ばんば きよし)

昭和60年4月 日活株式会社入社  
平成21年4月 同社総務人事グループリーダー兼コンプライアンス委員長  
平成24年8月 社会保険労務士馬場清事務所代表就任(現任)  
平成25年7月 株式会社ジェンコ社外取締役就任(現任)  
平成25年10月 NPO法人仕事と家庭の両立支援理事就任(現任)

以上

## 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます鷲谷正弘氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。本議案の退職慰労金の支給対象期間は退任監査役の常勤監査役在任期間（平成12年6月29日より平成15年6月24日まで）であります。

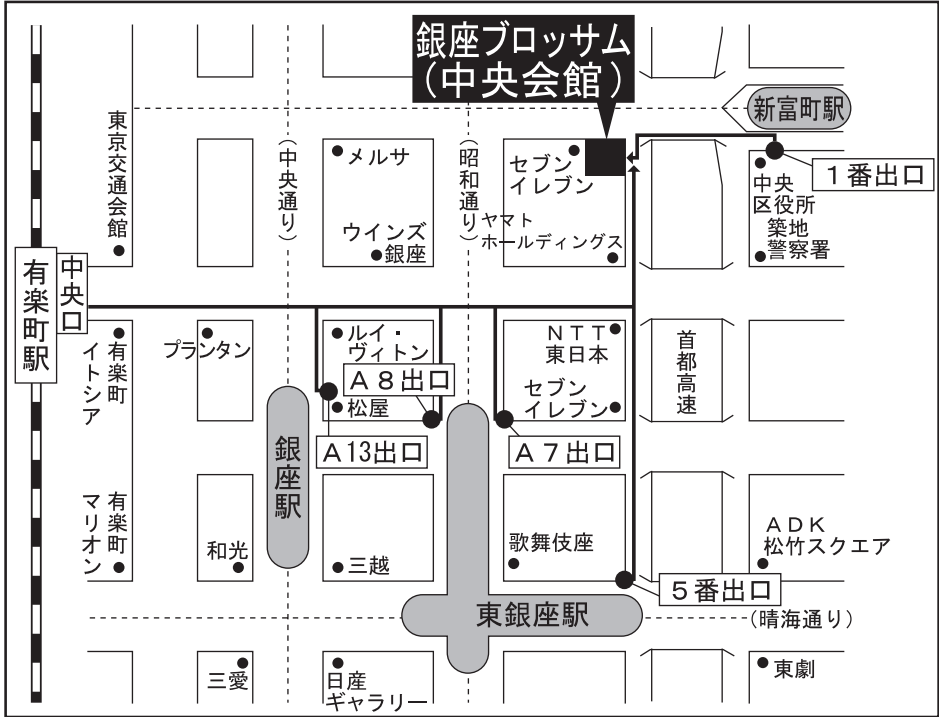
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                        |
|------|-------------------------------------------|
| 鷲谷正弘 | 平成12年6月 当社常勤監査役就任<br>平成15年6月 当社監査役就任現在に至る |

以上

# 第99回定時株主総会会場ご案内図

銀座ブロッサム（中央会館）ホール  
 東京都中央区銀座二丁目15番6号  
 TEL 03 (3542) 8585 (代表)



|       |        |      |              |                         |
|-------|--------|------|--------------|-------------------------|
| 東京メトロ | ●有楽町線  | 新富町駅 | <u>1番出口</u>  | より……………徒歩1分             |
|       | ●銀座線   | 銀座駅  | <u>A13出口</u> | より……………徒歩13分            |
|       | ●日比谷線  | 東銀座駅 | <u>5番出口</u>  | より……………徒歩8分             |
| 都営地下鉄 | ●浅草線   | 東銀座駅 | <u>A7出口</u>  | <u>A8出口</u> より……………徒歩8分 |
| J     | ●山手線   | 有楽町駅 | <u>中央口</u>   | より……………徒歩18分            |
| R     | ●京浜東北線 |      |              |                         |

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。